

要件事項	<p><航空／海上業務> 内国貨物運送申告DBの保存期間延長</p>
機能概要	<p><変更前仕様> 内国貨物運送申告DBの保存期間が、到着確認後2日間である。</p>
	<p><変更後仕様> 内国貨物運送申告DBの保存期間を、到着確認後7日間とする。</p>

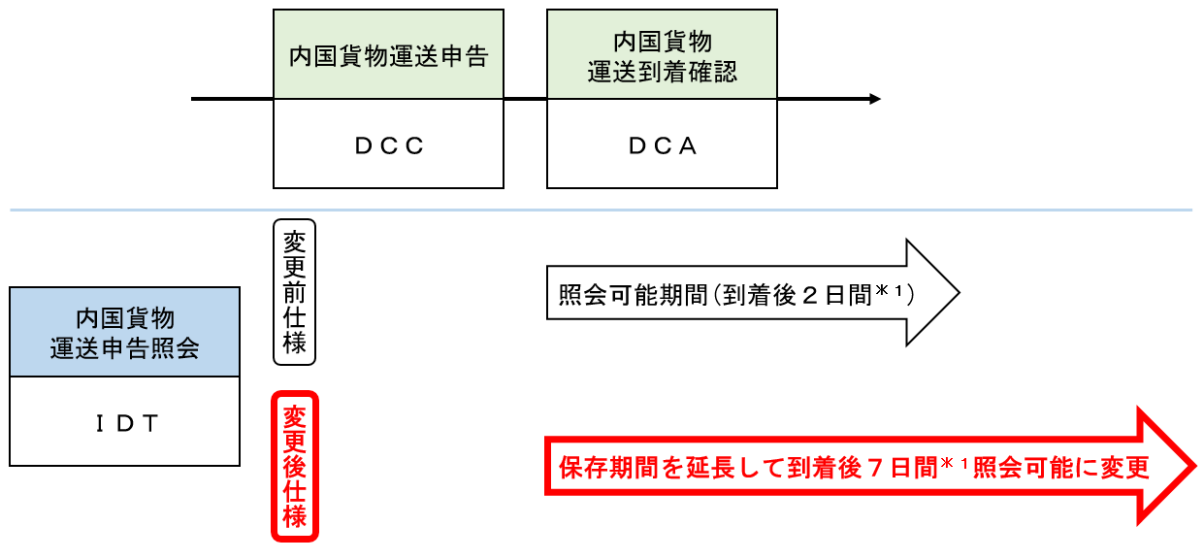
1. 変更内容

(1) データ保存期間の変更

内国貨物運送申告DBの削除可能記号「A」の保存期間を7日間*1に延長する。
以下の保存起算日に設定されたデータの保存期間が7日間*1に延長となる。

- ①到着確認された日
- ②「内国貨物運送申告（承認）変更（DCE）」業務で承認前の申告が取り消された日
- ③DCE業務で申告が訂正された日（訂正対象のレコードに設定）
- ④「許可・承認等情報登録（監視）（PAK）」業務または「許可・承認等情報登録（監視）（PAK03）」業務で手作業移行された日
- ⑤「内国貨物運送申告審査終了（DCZ）」業務で申告の取消しを承認した日

以下に、「内国貨物運送申告照会（IDT）」業務の照会可能期間が「内国貨物運送到着確認（DCA）」業務の到着確認後7日間*1となる上記①の例を示す。



(*1) 日祝含む。